

# 随意契約結果書

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 物品等の名称及び数量                   | 国道10号別大地区電線共同溝事業に伴う管路1工区工事                                   |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局<br>大分河川国道事務所長<br>谷川 征嗣<br>大分市西大道1丁目1番71号 |
| 契約締結日                        | 令和 8年 2月19日  |
| 契約の相手方の氏名及び住所                | NTTインフラネット(株) 九州事業部  |
| 契約金額<br>(消費税及び地方消費税含む)       | ¥197,087,000-  |
| 予定価格<br>(消費税及び地方消費税含む)       | ¥0-  |
| 随意契約によることとした理由               | 別紙のとおり   |
| 備考                           |  |

## 随意契約理由書

1. 件 名 : 国道10号別大地区電線共同溝事業に伴う管路1工区工事
2. 履行場所 : 大分市神崎地先
3. 随意契約の相手方 : NTT インフラネット株式会社 九州事業部  
住所 福岡市博多区東比恵2丁目3番7号  
電話 092-432-3412
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由
  - 1) 当該工事の目的  
電線共同溝は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するために道路管理者が道路の地下に設ける施設であり、当該工事は、電線共同溝整備道路区域内に通信・電力系本体管路、特殊部を設けるものである。
  - 2) 当該工事の内容  
本工事は、電線管理者が道路区域内の NTT 西日本株式会社が入線している管路と近接する箇所に通信・電力系本体管路及び特殊部を設置するものである。
  - 3) 随意契約に付する理由  
本工事の本体管路施工にあたっては、NTT 西日本株式会社が入線している管路と近接する箇所で施工を行うことから、事故等が発生した場合等の専門的な対応及び管理・監督が必要となる。以上のことから、本工事の的確で円滑な履行のため、「無電柱化事業に伴う電線共同溝工事等に関する協定書」（令和6年11月11日締結）第20条に基づき、作業が可能な人員を確保している NTT インフラネット株式会社 九州事業部が唯一の契約相手と判断するものである。  
このため、本工事は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、NTT インフラネット株式会社 九州事業部と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

道路管理第二課 保全対策官  
平山 絹一